

理事会・評議員会
平成29年3月8日
第1号議案資料(1)

社会福祉法人はまなす厚生会
事業計画（案）

1. はじめに

介護の担い手である介護スタッフの採用難が慢性化し、タイトな勤務状況が続いています。

加えて、27年4月の実質4%を超える減少の介護報酬改定を受け、かつてない厳しい施設運営を強いられています。

また、氷見市内にはサービス付き高齢者向け住宅や、小規模の地域密着型デイサービス、新しい形態のグループホームなどが新たに建設され、介護サービスを必要とする高齢者の受け入れ態勢が格段に強化されました。これに伴い、利用者のサービス享受の選択肢は飛躍的に拡大しました。

このような状況下、社会福祉法が改定され社会福祉法人の有り様が見直され、大きな曲がり角に直面しています。

法改定の核とも言える点が、社会福祉法人は地域に貢献すべきという要請で、具体的な社会福祉事業や地域公益事業などに関して、積極的にアクションを起こす必要があります。どのようなかたちで地域貢献ができるかを検討しながら要請にこたえるべく努めてまいります。

2. 基本理念

- 一、健やか、和やか、明るく楽しい生活の実現
- 一、優しく慈愛に満ちた母の心で臨む、寄り添いの介護
- 一、一人ひとりの歴史の理解と尊重そして継続

3. 目的

「きめ細かなサービス提供を行い、利用者自らの意思に基づいた健康安全な日常生活が送れるよう支援する。」

4. 今年度運営方針

共通方針

「利用者満足度の向上を目指すとともに、地域社会に根差した福祉活動に心がける」

5. 事業内容及び利用予定人員

事業名	定員	利用目標人数	内容	年間目標利用者数
特別養護老人ホーム	50名	47.5名	47.5名×365日	17,337.5名
短期入所生活介護事業	20名	9.5名	17名×365日	3,467.5名
通所介護事業	35名	25名	25名×364日	9,100名
生活介護（障害デイ）		0名	0名×364日	0名
訪問介護事業	身体介護		5,840回	
	生活援助		2,555回	
	合計		8,395回	
居宅介護（障害者）	身体介護		0	
居宅介護支援事業	居宅介護サービス計画 月 113～117件（予防4～8件）			
地域包括支援センター	状態把握訪問 月 45件			
通所型サービス（予防） （介護給付サービス定員を含む）	35名	3名	3名×364日	1,092名

6. 事業別職員体制

（平成29年4月1日現在予定）

事業	職種	施設長 (管理者)	事務長	事務員	直接処遇職員						栄養士	運転手	医師	その他	計	合計
					相談員	介護員	看護員	ケアマネ	機能訓練指導員	ヘルパー						
特別養護老人ホーム		1	1	1	1	13	2	兼	兼	16	1		2	4	20	27
短期入所生活介護		兼	兼	兼	1	4	1	兼		6		1			6	7
通所介護		兼		兼	3	3	3		兼	9	兼	4			9	22
訪問介護		兼		兼						5					5	5
居宅介護支援事業				兼				4		4					4	4
地域包括支援センター		兼		1	2		1			2					3	5
いちえ		1					1							3	1	5
計		2	1	2	7	20	6	4		42	1				48	75
					1	9	3			13		5	2	7	27	

※上段は正職員数・準職員、下段はパート職員数

7. 年間計画

	総務・人事	ホーム・ショート	デイサービス	いちえ	設備関係
29年 4月	・人事考課制度 (運用11年目)	・お花見 ・古都の会さん来苑 ・法話会 ・お茶会	・お花見 ・獅子舞鑑賞	・お花見	・防火設備点検 (北陸通工業)
5月	・監事会 ・避難訓練	・運動会 ・菖蒲湯 ・買い物	・ドライブ ・お茶会	・買い物 ・健康診断	・循環器メンテナンス (クエイト) ・ワックスがけ
6月	・定時評議員会 ・理事会 ・職員健康診断 (ストレスチェック)	・よしつね民謡会さん ・外出 ・お茶会	・おやつ作り	・外食	・厨房検査 (高岡厚生センター 氷見支部)
7月		・七夕の集い(マヤ 保育園さん来苑) ・古都の会さん ・買い物 ・法話会	・七夕飾り作り ・はまなす喫茶 ・お茶会 ・ドライブ	・買い物	・地下タンク点検 (新星)
8月		・納涼祭 ・外出 ・お茶会	・高岡七夕ドライブ	・外出(高岡七夕) ・納涼祭 ・運営懇談会	
9月		・敬老会(麻生民踊 島尾教室さん来苑) ・買い物	・ドライブ ・お茶会	・敬老会	
10月		・外出 ・法話会 ・お茶会	・運動会	・運動会 ・いちえ生誕祭	・防火設備点検 (北陸通工業)
11月	・インフルエンザ [※] 予防接種 ・避難訓練	・追悼の式典 ・買い物	・紅葉ドライブ ・お茶会	・紅葉狩りドライブ ・文化祭 ・健康診断	・ワックスがけ
12月	・インフルエンザ [※] 予防接種	・クリスマス会(マヤ 保育園さん来苑) ・古都の会さん来苑 ・お茶会 ・餅つき大会 ・柚子湯	・クリスマス会 ・餅つき大会	・クリスマス会 ・忘年会(餅つき)	
29年 1月		・初詣 ・新年会(麻生民踊 島尾教室さん来苑) ・法話会 ・お茶会	・初詣 ・おやつ作り	・新年会	・ボイラー点検 (荏原ポンプ)
2月	・職員健康診断	・節分の集い	・節分の会 ・白鳥ドライブ ・お茶会	・節分の会	・水質検査(レジオ ナ・大腸菌) (エスアールエル北陸)
3月	・理事会・評議員会 ・職員健康診断	・ひな祭りの集い ・寿司バイキング ・はまなす祭り(前 田民謡会さん来苑) ・お茶会	・ひな祭り ・おやつ作り	・ひなまつりの会	貯水槽点検(新星)

その他

- ・苑内修繕
- ・車両(福祉軽車両の入替)
- ・低床ベッド購入
- ・防火査察(氷見市消防本部) ・エレベーター点検(三菱エレベーター 毎月)
- ・電気保安点検(毎月) ・全館窓掃除(業者委託)

8. 研修計画

はまなす苑氷見研修計画表 1 (案)

主催	研修名	参加予定者	研修名	参加予定者
県厚生部	認知症介護実践者研修	ホーム介護職員	難病患者等 ホームヘルパー養成研修	訪問介護員
	認知症介護実践リーダー研修	実践者研修修了者 (東海、中村、釜口)	高齢者虐待対応研修会	ホーム職員
	認知症介護実践指導者研修	実践リーダー研修修了者 (寺本)	認定調査員研修	未定
	ホームヘルパー技術向上研修	訪問介護員		
	サービス提供責任者研修	東海純子		
市	氷見市ケアプラン指導研修	介護支援専門員全員	氷見市介護サービス事業者 連絡協議会	各事業所 1 名
	認定調査員研修	未定		
	地域包括ケア会議	山本加奈・小松悦子		
福祉カレッジ (県社協)	新任職員研修	新人職員	職場研修担当者研修	ホーム、デイ担当者
	らくらく介護講座 介護技術向上研修	ホーム、デイ介護職員	福祉用具 ケアプランナー研修	未定
	中堅職員研修	ホーム、デイ介護職員	民間社会福祉施設 経理事務研修会	事務職員
	指導的職員研修	ホーム、デイ介護職員	退職手当共済業務 実務研修	事務職員
	運営管理職員研修	未定	民間社会福祉施設 法律問題研修	未定
	施設実習指導者研修	実習担当職員	民間社会福祉施設 労務管理研修会	未定
	福祉用具、住宅改修	未定	介護技術向上研修	ホーム、デイ介護職員
老施協・ デイ協	施設長部会	筑本康夫	栄養士部会	鈴木幸希
	事務長部会	稲積孝純	介護支援専門員部会	坂下栄子
	事務員部会	御器佳菜子	施設職員春季県外研修	未定
	生活相談員部会	守田美和/寺本五月	施設職員秋季県外研修	未定
	介護員部会Ⅰ	ホーム介護職員	老人福祉施設大会	筑本康夫
	介護員部会Ⅱ	ホーム介護職員	高岡ブロック研修会	筑本康夫
	看護員部会	未定	デイサービス部会	デイ介護職員
その他	高齢者相談業務担当職員研修	生活相談員	ボランティア受入職員研修	守田美和
	介護職員現任研修	ホーム介護職員	居宅介護事業所管理者研修	片山有香
	苦情解決責任者研修	各事業所主任		
	衛生管理者研修	稲積孝純		

その他、有用な研修を厳選して参加いたします。

その他

富山県老人福祉施設協議会専門部会担当施設

専門部	担当施設
施設長（地域福祉）	エスポワール小杉
事務長	大江苑
事務員	アルペンハイツ
生活相談員	はまなす苑氷見
介護支援専門員	白光苑
介護員Ⅰ	きらら
介護員Ⅱ	いなみ
看護職	すみれ苑
栄養士	おらほうす宇奈月
調理員	太陽苑
県福祉施設大会	香野苑
レクリエーション大会	はまなす苑氷見

富山県老人福祉施設協議会高岡地区ブロック研修会
担当施設 ほのぼの苑

富山県老人福祉施設協議会氷見市連絡会
平成 28 年度幹事施設 未定

特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業（ショートステイ）

平成 29 年度事業計画

1. 平成 29 年度ホーム・ショートステイ運営方針（事業所目標）

- (1) 利用者様の思いを尊重し、心温まるサービスの提供にて、ご利用の満足度向上を目指す。
- (2) 安全で安楽な施設サービスの提供を基礎に、重度化の対応に適応できる体制づくりに努める。
- (3) 人材の育成を図り、介護技術及びサービスの質の向上を目指す。

2. 目標計画数

ホーム : 47.5 名／日 (95%)
ショート : 9.0 名／日 (45%)

3. 具体的方策

- (1)、ご利用者様本位の穏やかな日常が継続できるよう、尊厳あるサービスの提供を行える体制づくりに努める。
 - a 記録の内容書き方を見直し、記録の充実を図る。その人らしさを理解する視点を養い職員間で共有することで、その人の思いに添ったサービスの提供を行う。
 - b 苦情が表面化しやすい環境づくり、潜在的な苦情の発見に努め、苦情スキルの習得を図る。
 - c 接遇についての研修、スキルアップを行う事で、心のこもった思いやりのある対応ができ、利用者、家族との信頼関係を築く。
 - d ケアカンファレンスやフロアー会議等でケース検討する事で、ケアの統一を図る。
- (2) 安全で安楽なサービスが提供でき、利用者個々の状態に応じたケアを行うことで事故防止につながることを目指す。
 - a 各委員会活動の充実・活用、ケアカンファレンス等にて、利用者の課題、ニーズの早期発見、早期解決に努め、生活の意欲向上を図る。
 - b 介護事故、ひやりはっと事例の検証を行い再発防止策の検討、職員会議や連絡ノートの活用で周知徹底を行い、事故防止につなげる。

- c 業務の内容の見直しや職員配置、フロア分けの見直しを検討し、重度利用者の方のサービスの質の向上に努める。
- (3) 人材育成により、専門性及び介護職員としての人間力の向上を目指す事で、職員のモチベーションを上げ、やりがいを見出していく。
- a 施設内で勉強会を設けることで専門性の向上を図り、資格取得や組織の活性化につなげる。
 - b 各種外部の研修へ積極的に参加することで、介護技術向上や知識の蓄積を重ねるとともに、他施設との職員等交流を図り情報交換を行うことで、自施設の活性化につなげる。
 - c 日々の OJT の強化により、介護力や人間性の向上、職員間の信頼関係の構築を図る

4. 年間行事予定

法人全体年間計画参照 (3 ページ)

通所介護事業（デイサービスセンター）
平成29年度 事業計画

1. デイサービスの今年度運営方針

共通方針

- (1) 介護技術の向上により、利用者・利用者の家族に満足していただけるような介護に努める。

事業所方針

- (1) 利用者・利用者の家族（介護者）のニーズを的確に把握し、さらに満足していただけるよう環境づくりに努める。
- (2) 介護技術向上に努め、目的に沿った質の高いサービス提供を目指す。
- (3) 介護保険法改正を理解し、デイサービスに最も適切な体制を整える。

2. 利用目標

(1) 通所介護

1日 25名

(2) 介護予防

1日 3名、合計1日 28名を目標とする。

3. 課題及び重要事項

(1) 介護保険法改正を理解する

介護保険法改正や介護報酬改正を理解し、デイサービスに合った体制を整える。

(2) 介護支援専門員へのモニタリングと評価の徹底にむけたケアの統一

利用者の状況を日常的・継続的に観察・把握し、一ヶ月毎のモニタリングを徹底する事で評価につなげる。また定期的に事業所内でカンファレンスを行う事で、事業所で統一したサービスの提供を行う。

(3) デイサービスにおける業務（介護・看護等）マニュアルの見直し

現在ある業務（介護・看護等）のマニュアルの見直しを行い、不十分な点を補うべく改訂を行う。

(4) 要支援者の自立支援に努める。

要支援1・2の利用者を要介護状態にならないよう最大限防止する。また、介護支援専門員との連携を密にし、状態が悪化しないよう維持・改善を図る。

(5) コストの削減

現在ある物品の在庫確認、消耗品・物品の使用目的を再確認し、無駄のないよう職員全員がコスト削減に努める。

4. 苦情対策

利用者が安心してサービスを利用できるよう、苦情や要望を幅広く蓄積のうえ苦情内容を分析し、苦情払拭に向けた検討を重ね、サービス改善に資する。

5. 身体拘束廃止

利用者の心身の状態を的確に把握（問題行動がある場合には、その原因を追求する）し、人権の尊重から身体の拘束を廃止し、利用者の立場に立った支援を行う。

6. 安全管理体制

利用者に、安全なサービスを提供できる環境づくりに努め、転倒などの事故防止策や対応方針を本人・介護者に十分説明を行い、理解と協力を得る。また、利用者個々の状態に応じた安全管理体制に努める。

7. 職員研修

(1) 職場研修

実際の事例（事故報告書兼ひやりハット報告書及び事例集）を生きた教材として職場内研修に活用し、介護サービスの質向上とスキルアップを目指す。

(2) 職員の意識改革とサービスの向上

- a 各種研修への積極参加により職種ごとのスキルアップを図り、研修に参加した場合、有益な事案は定例会議で発表し、有効な知識の共有を図る。
- b 介護サービス質向上の観点から、職員間のサービス統一を目指し、定期的かつ必要に応じて、職員勉強会を実施する。
- c 職員の専門職向上を図るため、該当職員は介護福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）資格取得にむけて勉強会を実施する。

(3) 職員勉強会年間計画

a 【前期（4・5・6・7月）】

- ・ 前年度の問題点分析と今年度の対策
- ・ 介護保険法改正の理解・見直し
- ・ 業務マニュアルの見直し・改訂
- ・ 個別ファイルの整理整頓 等

b 【中期（8・9・10・11月）】

- ・ 記録（方法・様式・用紙）改善、見直し
- ・ モニタリングと評価の確認
- ・ 通所介護計画書・個別機能訓練計画書の同意確認
- ・ アセスメント作成
- ・ 前期での問題点（改善、反省点等）の具体的対応策検討

c 【後期（12・1・2・3月）】

- ・ 通所介護計画書の見直し
- ・ 来年度にむけ、利用者毎の職員役割担当振り分け（利用者増減に合わせて）
- ・ 個別ファイルの整理整頓
- ・ 感染症マニュアルの見直し・改訂
- ・ 中期問題点（改善、反省点等）の具体的対応策検討
- ・ 前期・中期の反省点整理、次年度への問題点の検討 等

(4) 施設方針の提示

法人の方針に沿った施策について、項目毎の進捗度をチェックし、職員個々の目標進捗管理につなげる。

全管理体制

利用者に、安全なサービスを提供できる環境づくりに努め、転倒などの事故防止策や対応方針を本人・介護者に十分説明を行い、理解と協力を得る。また、利用者個々の状態に応じた安全管理体制に努める。

7. 職員研修

(1) 職場研修

実際の事例（事故報告書兼ひやりハット報告書及び事例集）を生きた教材として職場内研修に活用し、介護サービスの質向上とスキルアップを目指す。

(2) 職員の意識改革とサービスの向上

- a 各種研修への積極参加により職種ごとのスキルアップを図り、研修に参加した場合、有益な事案は定例会議で発表し、有効な知識の共有を図る。
- b 介護サービス質向上の観点から、職員間のサービス統一を目指し、定期的かつ必要に応じて、職員勉強会を実施する。
- c 職員の専門職向上を図るため、該当職員は介護福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）資格取得にむけて勉強会を実施する。

(3) 職員勉強会年間計画

a 【前期（4・5・6・7月）】

- ・ 前年度の問題点分析と今年度の対策
- ・ 介護保険法改正の理解・見直し
- ・ 業務マニュアルの見直し・改訂
- ・ 個別ファイルの整理整頓 等

b 【中期（8・9・10・11月）】

- ・ 記録（方法・様式・用紙）改善、見直し
- ・ モニタリングと評価の確認
- ・ 通所介護計画書・個別機能訓練計画書の同意確認
- ・ アセスメント作成
- ・ 前期での問題点（改善、反省点等）の具体的対応策検討

c 【後期（12・1・2・3月）】

- ・ 通所介護計画書の見直し
- ・ 来年度にむけ、利用者毎の職員役割担当振り分け（利用者増減に合わせて）
- ・ 個別ファイルの整理整頓
- ・ 感染症マニュアルの見直し・改訂
- ・ 中期問題点（改善、反省点等）の具体的対応策検討
- ・ 前期・中期の反省点整理、次年度への問題点の検討 等

(4) 施設方針の提示

法人の方針に沿った施策について、項目毎の進捗度をチェックし、職員個々の目標進捗管理につなげる。

はまなす苑氷見指定居宅訪問介護事業所
(ホームヘルプサービス)
平成 29 年度事業計画

1. 平成 29 年ヘルパー事業所運営方針 (事業所目標)

- (1) 満足度の向上を目指す為、利用者一人ひとりの思いを尊重し、柔軟に対応出来る様にする。
- (2) 有料老人ホームいちえとの連携を強化し、効率の良い業務運営を図る。

2. 目標計画数

- ・ 日中 (8:00~18:00) の稼働率…100%
例：身体介護 1 (30 分) ×8 回 生活援助 2 (45 分) ×4 回
身体介護 2 (60 分) ×2 回 訪問型サービス(60 分)×1 回
- ・ 夜間 (18:00~22:00) ・ 早朝 (6:00~8:00) の稼働率…70%
例：身体介護 1 (30 分) ×6 回 生活援助 2 (45 分) ×2 回
- ・ いちえ入居者に対して 80%の方が訪問介護を利用する。

3. 具体的方策

- (1) 利用者様にとって必要なサービスを見極め、自立した日常生活を送れる様に支援していきます。
- (2) 利用者様・家族様との信頼関係を深めるため、併設しているいちえ内の利用者様に不快にならない様な態度で対応し、来訪者・ご家族様にも積極的に話しかけ、日常の様子を伝えコミュニケーションを図る。
- (3) 各居宅介護支援事業所と情報交換を図り連携の強化を目指す。
- (4) 利用者様・家族様からの声を大切に取り扱い、早急に苦情対応を行うと共に接遇改善を行う。
- (5) 介護技術向上の為、職員の専門職としての意識と人材育成を目指します。
 - a 施設内、事業所内の研修を行い、人材育成を目指します
 - b 施設外の研修へ積極的に参加し、他の事業所との職員交流を図り情報交換を行う。
 - c 働きやすい職場を目指し、職員の声に耳を傾け、環境づくりとより良い雰囲気作りに努める。

居宅介護支援事業所

平成 29 年度 事業計画

1 今年度運営方針

(1) 共通方針

利用者一人ひとりに寄り添い、尊厳を尊重したサービス提供を行い、利用者やご家族に満足していただけるような思いやりにあふれる対応を意識し信頼関係を深めていくことに努める。その上で自立支援を目指したサービス調整を行い在宅介護を支援していきます。

地域で行われるケア会議などにも積極的に参加し各地域の民生委員、推進委員の方と顔の見える関係を作る。

(2) 事業所方針

a 利用者の尊厳の保持と自立した生活が送れるよう利用者、家族の意向を取り入れ居宅サービス計画を作成します。

b 利用者の生活をより良いものにする為、主治医、サービス事業者との連携を図り支援します。また、公平・中立な立場を保持し、事業所選定の偏りを防ぎ、利用者の主体性を尊重したサービス提供に努めます。

c 利用者宅には最低月 1 回の訪問、モニタリングを励行し、サービス利用状況や状態の把握、確認に努めます。

d 特定事業所加算を算定するにあたり必要条件をクリアしていきます。

- ・ 地域包括支援センターからの困難事例への対応
- ・ 定期的な会議の開催
- ・ 定期的な事業所内での勉強会の実施
- ・ 実務研修の見学実習受け入れの態勢作り

e 目標とする計画数を達成できるように努力します。全体数を把握し新規相談に対応していきます。

2 目標計画数

*1 ヶ月あたり

	H29 年度目標数
予防給付プラン	4～8 件 (1～2 件×4 名)
介護保険プラン	109 件 (28 件×3 名) *管理者 25 件

*認定調査 (委託) 依頼あれば 1 名 月 1 件まで

3 業務実施内容

- (1) 居宅サービス計画の作成と継続支援（介護予防事業を含む）
- (2) アセスメントの把握、援助内容、モニタリング、支援経過についての記録、利用票の作成、提供表の配布、実績の確認
- (3) 利用者に関する情報または留意事項に関わる伝達を目的とした会議の実施（週1回）
- (4) 相談業務
 - a 利用者の家庭を訪問し福祉に関する要望や介護方法などについての相談、助言を行う。
 - b 電話、来苑などによる相談に対し問題解決のための助言を行う。
 - c 介護保険制度の説明、介護認定の代行申請
- (5) 認定調査の協力（保険者から依頼）
- (6) 24時間連絡可能な体制作り。
- (7) 福祉用具、介護機器、用品の紹介。

4 具体的方策

- (1) 介護保険制度や契約内容について利用者、家族に対しわかりやすい説明を心がけます。
- (2) 利用者の身体状況に応じ必要な多職種間のカンファレンスを行い、月1回のモニタリングを実行します。
- (3) 利用者、家族の相談に対し迅速な対応をするよう努力します。
- (4) 県、広域圏、市、社会福祉協議会の行う研修に積極的に参加し知識の向上に努めます。
- (5) 参加した研修について情報の共有等のため勉強会を行います。
- (6) 事業所内での研修を計画的にすすめていきます。

氷見市地域包括支援センター 南条地域相談窓口 (はまなす苑氷見)
平成29年度業務計画

1. 運営方針

(1) 共通方針

担当地区内で独り暮らし又は高齢者のみ世帯等を対象に、安否確認や生活相談など日常生活の不安解消に努める。各種保健福祉サービスの利用調整により自立支援に努める。

(2) 事業所方針

A 地域において生活機能低下の恐れのある高齢者や要援護高齢者を早期発見し、必要に応じ介護予防事業や介護保険事業につなぐとともに、必要に応じて見守りの支援を行う。

B 介護予防について啓発を行うとともに、地域とのネットワークを深める地域包括支援センターの窓口となることに努める。

2. 対象者

(1) 状況把握の訪問 (原則年1回)

A 高齢者のみの世帯 (75歳以上高齢者のみ世帯名簿該当者)

B 民生委員等関係機関から連絡のあった高齢者など

(2) 定期見守り訪問 (年3回程度)

状況把握の訪問をした人のうち、見守りが必要な高齢者

A 二次予防事業対象者のうち介護予防プランの作成につながらない高齢者

B 独居または高齢者のみの世帯で、まわりに支援してくれる人がいない虚弱な高齢者

C 二次予防事業対象者施策 (足腰元気教室) 終了者で、独居または高齢者のみの世帯

D その他・見守りが必要と思われる高齢者

(a) 独居や高齢者のみの世帯で生活に不安を感じている高齢者

(b) 介護・介護予防サービスの利用やインフォーマルサービス (地域社会からの支援等) の利用が必要と思われる高齢者

(c) 介護が必要な状態ではないが、生活面での問題 (家庭環境等) を抱えている高齢者

(d) 機能低下の恐れのある高齢者

(e) 高齢者のみの生活では今後自立した生活を続けることが困難になっていくと考えられる高齢者

(f) 虐待・障害など

(3) 特別見守り訪問 (随時)

・虚弱、機能低下により特に必要と認められる高齢者等を市と協議の上施設入所、病院入院、介護サービス等、機能回復までの見守りを実施。

・定期見守りの高齢者・民生委員等の依頼により、早急な対応が必要と思われる場合、見守り訪問を実施。

3. 業務実施内容

- (1) 状況把握の訪問を行う対象について訪問し、基本チェックリスト・基本情報をとる。信頼関係の構築。困りごとなど相談しやすい雰囲気をつくる。
 - A 申請が必要な高齢者→・基本家族・親族が申請を行うが、それが難しいと判断される高齢者に対しての介護保険申請の代行を行う。
 - ・家族に対して介護申請の必要性・申請の手順の説明を行う。
 - B 二次予防事業対象者→・足腰元気教室の参加を勧める。
 - ・地域包括支援センターへ報告。
 - C その他・訪問対象者→・見守りが必要と判断される場合は年3回程度訪問を継続。

- (2) 同居家族がいても、支援が必要と民生委員など地域から連絡を受けた方への対応。
 - A 認知症等があり、家族では対応が難しい。周囲が、どう対応して良いか分からない等相談。→・包括へ連絡し、訪問。場合により、包括と同行訪問。地域との連携を図る。
 - B 虐待が疑われる。→・包括へ報告し、指示を仰ぐ。

- (3) 市の事業に参加
 - (ア) 「地域との情報交換会」に参加し、地域役員・民生委員との情報交換を密に行う。
 - (イ) 高齢者見守り・SOS ネットワーク事業に参加し地域における認知症高齢者の知識を深め、広める。
 - (ウ) 地域包括支援センター会議に参加し事例検討や情報交換を行う。

- (4) 介護予防教室への参加
 - A 市事業に同行
 - 自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。
 - ・市と同行し、ふれあいランチや介護予防大作戦等での教室等の参加。
 - B 出前事業開催
 - 転倒による寝たきり防止のための生活・環境指導や運動機能訓練、認知症予防を図る。
 - ・老人会等の高齢者が集まる場へ要請されたり、自ら働きかけたりし介護予防に関する教室を開催。

- (4) 通所型介護予防事業の実施
 - ・運動機能向上プログラムに沿って、週2回サービスの提供。
 - ・3ヶ月から6ヶ月までの期間、運動機能に改善認められたら卒業。要介護認定や、長期体調不良の場合は中止となる。
 - ・3ヶ月毎に体力測定を行う。3ヶ月前の状態と比較し、今後の課題を検討。評価し、健康課へ報告。
 - ・個々に応じた運動プログラムを提供・実施・指導を行う。
 - ・参加者の健康管理・生活指導を行う。
 - ・卒業後の見守り訪問と再入学の案内。

4. 目標

	目標数
実態把握、見守り訪問、特別見守り（一ヶ月）	45件

5. 課題

- (1) 民生委員や地域住民との連携をとり、地域で暮らす高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努める。
- (2) 地域からの相談に対して、迅速に対応出来るよう努める。
- (3) 閉じこもりがちな高齢者が、地域との関わりを持てるようにサポートし、地域からの孤立防止に努める。
- (4) 地域包括支援センター・関係機関との連携に努める。
- (5) 新規見守り対象者へ、地域の相談窓口であることのPRに努める。
- (6) 相談への対応が的確に行えるよう、研修の参加等を行い知識の向上に努める。
- (7) 二次予防事業対象者に対し、教室参加の必要性をPRする。
- (8) 要介護状態にならないために、自宅でも継続して行える体操メニューの検討・提供に努める。

有料老人ホーム いちえ

平成 29 年度事業計画

1. 平成 29 年度いちえ運営方針

- (1) 地域の特性を考慮し、ニーズへの柔軟な対応に努める。
- (2) 「笑顔で挨拶 笑顔で対応」温かい雰囲気を満たした施設づくりを推進する。

2. 目標計画数

入居率 100% (夜勤可能な職員を 12 名確保できた場合)

3. 具体的方策

(1) サービスの拡大とノウハウの蓄積を推進し、事業所が提供するサービスの発展に努める。

- a ニーズに可能な限り応えられるよう体制を整え、特徴あるサービスの開発に努めることで独自性を高め、他事業所との差別化を図る。
- b 中山間地域に居住する高齢者、独居高齢者の、冬季・夏季の短期利用（概ね 3 ヶ月）を積極的に受け入れる。
短期利用の予定が長期に延長したり、退去後の再入居につながるよう、満足度の高いサービスの提供に努める。
- c 医療ニーズの高い入居者、入居者の重度化に対応すべく、医療面のバックアップ体制を強固に整える。
- d マニュアル整備により、ケアの標準化をすすめる。

(2) 併設の訪問介護事業所との一元的なサービス提供により、必要な介護を切れ目なく提供できるよう体制を整える。

訪問介護事業所と連携をとりながら、入居者、家族、ケアマネジャーへの情報提供を細やかに行い、適切にサービス提供が行われるよう支援する。

- (3) 「おもてなし力」の基本を見直し定着させることで、職員の人間力アップを図るとともに、入居者だけでなく、訪れた人全てが居心地良く感じられる空間づくりをすすめる。

定期で行っている接遇研修（年1回）の他に、随時振り返りの機会を設け意識づけを図る。

（4）介護のプロとして、技術・意識の向上に努め、主体性をもって組織の強化に貢献できる人材の育成を目指す。

- a 職員一人ひとりが専門性の習得と統一されたケアの実践を定着させ、さらにプラスアルファのサービスを生み出せる力を身に付ける。
- b 職員研修を定期的実施し、資質の向上を図る。
- c リーダーの育成・充足に取り組み、現場力を向上させることで、働きやすく、やる気の出る職場環境の実現に努める。
- d 安定運営、サービス強化のための重要課題である人材確保に努める。

4. 年間行事予定

法人全体年間計画参照（3 ページ）

- 【その他】 ・誕生会 ・おやつ作り ・セレクトメニュー ・バイキング
・健康相談会 ・防災訓練